

登園許可証が必要な病気用（新型コロナウイルス以外）

登園許可証

施設名 つくし保育園

園児名

※該当する病気に○を付けて下さい。

※下記の期間は目安です。医師の診断に従ってください。目安は発熱した日を0日として計算します。

チェック	病名	登園停止期間の目安
	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、熱が平熱に下がってから3日間経過するまで登園停止
	水ぼうそう	発疹がすべてかさぶたになるまで登園停止
	はしか（麻疹）	熱が下がって3日間経過するまで登園停止
	おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで登園停止
	風しん	発疹が消えるまで登園停止
	百日ぜき	百日ぜき特有のせきがでなくなるまでまたは5日間の適正な抗菌薬による治療が完了するまで登園停止
	咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス）	発熱、充血等の主な症状が消えてから2日経過するまで登園停止
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
	流行性角結膜炎 （主としてアデノウイルス8型）	結膜炎の症状が消失するまで登園停止
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157,O26, O111 等）	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止

○ 令和 年 月 日に 病院を受診し、上記の病気を診断さ

れ、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで登園停止を伝えられました。

○ 上記の登園停止期間を欠席し、かつ症状が改善しましたので、登園致します。

提出日：令和 年 月 日 保護者氏名 (署名のみで可)

※この用紙は、保護者が記入し、登園時につくし保育園の職員に提出してください。

(参 考)

登園許可証提出の必要はないが医師の指示に従い登園を控えないといけない病気

※下記の登園を控える期間は目安です。

病名	登園を控える期間の目安
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24 時間が経過するまでは登園できません
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまでは登園できません
手足口病	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまでは登園できません
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良くなるまでは登園できません。 発疹のみの場合は登園可能。
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまでは登園できません
ウイルス性胃腸炎 （ロタウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまでは登園できません
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまでは登園できません
RS ウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまでは登園できません
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで登園できません
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良くなるまで登園できません